

ID: 102

担当部署: 市民生活部 生活環境課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	長門市斎場条例 第4条		
例規番号	平成17年条例第103号		
<p>【根拠条文】 (使用の許可) 第4条 斎場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、市長から法第5条第1項に規定する火葬の許可を受けた者は除く。</p> <p>【基準】 根拠条文、第8条及び長門市暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例第3条の規定による。 (使用の制限) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、斎場の使用を拒み、又は退去を命ずることができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (3) その他管理上支障があるとき。</p> <p>(規制及び使用料の返還) 第3条 市長等は、個別条例等の定めにかかわらず、公共施設の利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。 2 市長等は、既に公共施設の利用の許可をしている場合においても、その利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該許可を取り消し、又は利用を停止することができる。この場合において、その利用者に損害が生じることがあっても、市長等は、賠償の責めを負わない。 3 市長等は、前項の規定に基づき公共施設の利用の許可を取り消した場合において、既に使用料が納付されているときは、速やかに当該使用料を返還しなければならない。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日